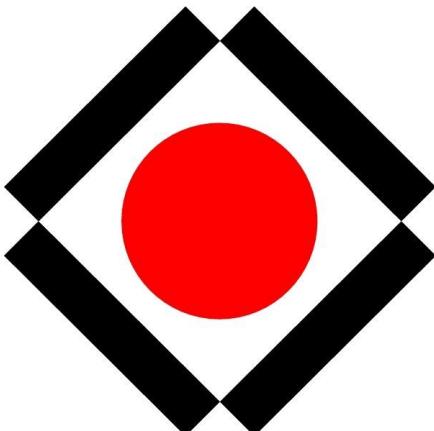


平成30年度 地方審判員 講習会



1. 国際柔道連盟試合審判規定変更点について ······ P 1~19
2. 国際柔道連盟試合審判規定改正に伴う国内大会への適用について ··· P 20
3. 国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について ··· P 21
4. 審判員を務める上での注意事項 ······ P 22~29
5. 国内における「少年大会特別規定」 ······ P 30~33

本資料は2017年10月26日に公開された国際柔道連盟試合審判規定の対訳版であり、

2018年1月1日より国際柔道連盟主催大会において適用される。

日本国内の大会における適用開始時期、方法については別紙参照。

文章の黒字は2017年6月9日版から変更のない部分

2017年11月からの変更部分は青字で標記

2018年1月からの変更部分は白字で標記

世界中の柔道関係者の皆様へ

2018年1月1日から導入される新しいルールについて、皆様にご紹介できることを喜ばしく思います。

柔道選手や柔道を愛する方々、そして世界に対し、より理解しやすく一貫性のあるルールを発信し、競技の内容やイメージを改善していくことは、柔道界のさらなる発展の為、最善を尽くすべき重要事項です。

IJFでは、柔道がより現代的で、傑出した存在であり、皆に理解できるものであるよう、全ての分野における戦略を継続的に見直して参りました。

私は、新ルールの要素と競技方式が、柔道ファミリー、観客、スポンサー、そしてメディアの皆様に対し、多大なる恩恵をもたらすことを確信しております。

国際柔道連盟

会長 マリウス・ビゼール

IJF理事会作業部会（2017年10月18日）において決定された主なポイント

- ・「技あり」と「一本」の定義。一本の評価基準を再検討した。
- ・ブリッジ、ヘッドディフェンスの定義と全ての事例について。
- ・ネガティブな柔道による「両者反則負け」。
- ・試合場内の主審が的確な判定を下せるよう権限を与え、スーパーバイザー及び審判委員は重大な過誤が見られた場合にのみ介入する。
- ・ポジティブな柔道を引き続き促進していく。
- ・両者が立ち姿勢の状態において関節技、絞技を施すことは禁止する。
- ・寝技から立技への移行を認める。

柔道衣

- ・より効率的に、より良い組み手で組むことができるよう、柔道衣の上衣は、きつく縛った状態の帯の中に収まっていなければならない。さらに、選手は、主審が「待て」を宣告してから「はじめ」を宣告するまでの間に、上衣と帯を素早く正すこと。
- ・仮に選手が時間を稼ぐ目的で、柔道衣もしくは帯を乱した場合、「指導」を与える。

試合時間

- ・男女とも4分

試合の決着

- ・規定試合時間（4分）において、試合は「技あり」、もしくは「一本」のテクニカルスコアでのみ決着がつくこととする。
- ・（直接もしくは累計による）「反則負け」を除き、「指導」（1回目、2回目）の違いだけでは勝者を決定しない。
- ・「指導」は、相手のスコアとはならない。
- ・「指導」の上限は3回とし、3回目の「指導」は「反則負け」とする。

ゴールデンスコア

- ・規定の試合時間が終了した時点で両者にスコアがない、又はスコアが同等である場合、「指導」の有無にかかわらず、その試合はゴールデンスコアに移行する。
- ・ゴールデンスコアに移行する前に与えられたスコアならびに「指導」は、ゴールデンスコアに持ち越され、引き続きスコアボードに表示される。
- ・ゴールデンスコアにおいては、スコア（「技あり」か「一本」）又は「反則負け」（直接的又は「指導」の累積による）によってのみ勝負が決まる。
- ・「指導」は、相手のスコアとはならない。

立技におけるスコアの評価

- ・スコアは「一本」と「技あり」のみとする。
 - ・一本は、技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い(*)を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。
- (*) “ikioi” = 力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。
- “hazumi” = 技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”という。

一本の評価基準

1. スピード
 2. 力強さ
 3. 背中が着く
 4. 着地の終わりまでしっかりとコントロールしている
- ・ローリングに関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。

- ・受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がり背中を着いた場合、一本とする（※他の基準を満たす場合）。



※全柔連事務局注：

今回クロアチア・ザグレブにおけるルール検証会議により一本の定義が再度議論され、講道館柔道本来の一本の定義に近づく形で合意された。上記はIJF発行資料の和訳であるが、以下に講道館柔道の一本の定義を記載する。

『柔道の一本の定義』

「技を掛けるか、又は相手の技をはずして、相当の勢い、あるいははすみで、だいたい仰向けに倒したとき」

スコアの評価

・「一本」の4つの評価基準全てを満たしていない場合、「技あり」が与えられる。

・「技あり」の評価には、以前の「有効」も含まれる。

・「技あり」2つで「一本」(技あり、合せて一本)とし、試合は終了する。

・着地してから動作が一時中断し、その後ローリングした場合、「技あり」を与えることが出来る。

・受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がった場合、技有とする（※他の基準を満たす場合）。



「技あり」

- ・「技あり」の評価は、以前の「有効」と「技あり」を併せたものとする。
- ・投げられる際に両肘又は両手をつき着地した場合、「技あり」が与えられる。
- ・片肘、尻もち、または膝をついて着地し、継続的な流れで直ちに背中を着いた場合、「技あり」が与えられる。
- ・受が肘と手をつき着地した場合、「技あり」が与えられる。



「技あり」ではない



ブリッジ

- ・故意にブリッジの体勢で着地した全ての動作は「一本」とする。



ヘッドディフェンス

・(相手の投技に対して) 背中から着地することやスコアを取られることを防ぐ為、故意に頭部を使用する動作に対しては「反則負け」が与えられる。



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

・取が投技で相手を投げようと試みた以下のような状況においては特に注意深く判定が行われる。

—背負落（注：背負投、一本背負投の形で直下に投げ落とす技）

—相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰

—相手の両襟を掴んだまま施される腰車

上記は例であり、別の投技でも故意ではないヘッドディフェンスは起こり得る

故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例1：背負落（注：背負投、一本背負投の形で直下に投げ落とす技）



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例2：相手の両袖を掴んだまま施される袖釣込腰



故意ではないヘッドディフェンス（取・受双方に罰則を与えない）

例3：相手の両襟を掴んだまま施される腰車



返し技

- ・返し技において、取（返し技をかける側）が畠に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。
- ・どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
- ・着地後のいかなる行為も寝技とみなす。

抑え込み時間

- ・10秒で「技あり」、20秒で「一本」とする。

抑え込み

- ・裏固は（抑え込み技として）有効である。



抑え込み

このような形の抑え方は抑込と認めない。



指導

- ・相手の脚を過度に伸展して施す絞技・関節技は禁止とする。
- ・取が絞技を施しながら、受の脚を過度に伸展する状況においては、特に注意深く判定が行われる。
- ・これらの行為が見られた場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。



絞技（罰則行為）

- 自身もしくは相手の帯、上衣の裾、もしくは指だけで絞技を施すことは認められていない。
- これらの行為を行った場合「指導」が与えられる。



有効なアクション（指導ではない）

- ・投技の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合に限り脚を掴んでもよい。立ち姿勢である取（白）は受が寝姿勢であるので、関節技、絞技をかける事ができる。

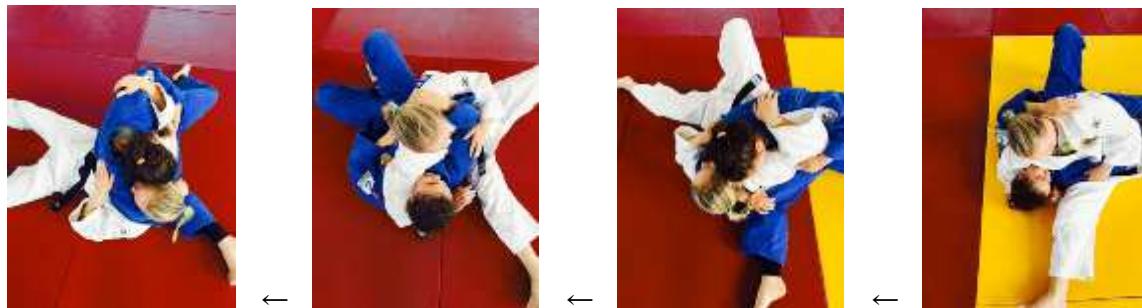
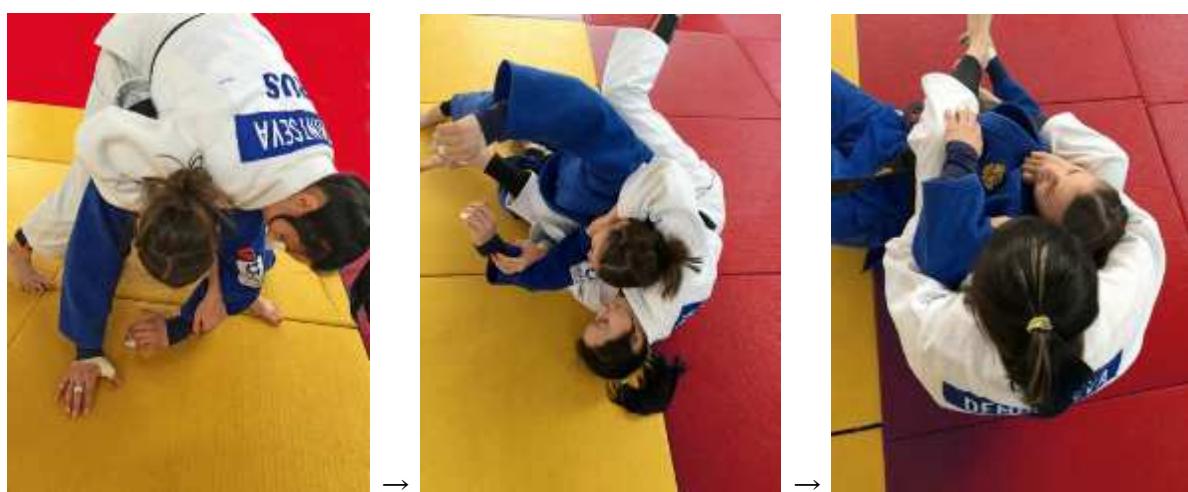


寝技の継続

- ・寝技が試合場内で始まり、どちらかの選手の継続した動作により場外に出た場合、「待て」はかけない。

抑え込み

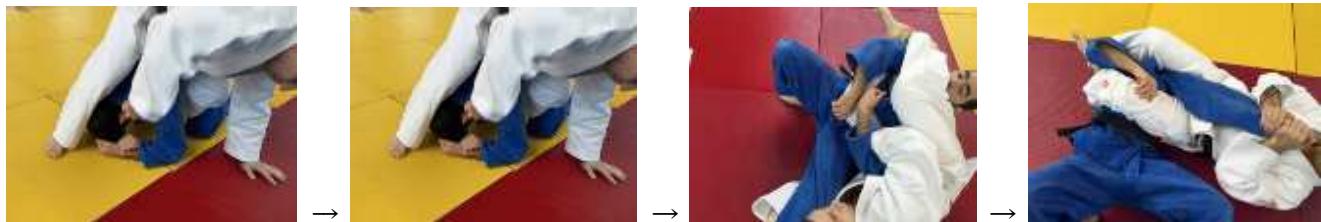
- ・抑込が場内で宣告された場合、(両者が) 場外に出ても抑込は継続される。
- ・場外で寝技(抑込)が施されている時に、受が(※写真のような動作で)継続性をもって主導権を奪い抑込の体勢となつた場合、(※取の抑込を「とけた」とした後、受の) 抑込を宣言する。

**有効なアクション（「待て」を宣言する場面ではない） 絞技****有効なアクション（「待て」を宣言する場面ではない）**

- ・場内で始まった行為については、継続される。



- ・場内で始まった行為については、継続される。



有効なアクション（「待て」を宣言する場面ではない） 関節技



組み手においての適用

- ・標準的な組み手から攻撃を行うまでの時間は延長し、積極性と進展が認められる限り45秒まで認める。

指導

相手の組み手を両手できる。



- ・相手の腕や手を叩いて組手をきる。



国際柔道連盟試合審判規定変更点について-2018年1月1日より有効

(2018年2月3日版)

和訳：全日本柔道連盟

- ・相手または自らの柔道衣（裾部分）を帯から出す。



- ・相手に組み手を持たせないために襟をガードする。



相手の手をブロックする。



脚を使って相手の組み手をきる。



標準的でない組み方

- ・審判の判断や、(※選手や観客などの)理解を簡潔化する為、いくつかの柔道衣の握り方を含む、全ての標準的でない組み方（ピストルグリップ、ポケットグリップ等）は直ちに攻撃をすれば認められる。
- ・直ちに攻撃しない場合、これらの組み方に対しては「指導」が与えられる。



- ・直ちに攻撃しない場合、これらの組み方に対しては「指導」が与えられる。





ベンディングポジション

・両腕で相手を屈ませるような状態にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしている行為として「指導」が与えられる。



片足、もしくは両足が場外

片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない：「指導」

(アクションなく両足が場外に出た場合)「指導」

「指導」



青の選手が直ちに場内に戻らない、
もしくは直ちに攻撃をしない：「指導」

ペアハグ

・ペアハグを行う場合は、攻撃する選手が少なくとも片方の組み手を持っていなければならない。



・両手同時に（ペアハグの体勢に）組む事は認めない。柔道衣に触れただけでは組んでいるとはみなさない。しっかりと柔道衣を握っていること。

有効な握り方**ペアハグ：ダブルポイント**

青の選手がペアハグをした後に、もしくは青の選手が1回目の脚取りを行った後、白が青の選手を投げて「技あり」を獲得した場合、スコア（白に「技あり」）に加えて罰則（青への「指導」）が与えられる。

脚を巻き付けるポジション

脚を巻きつける行為は、直ちに攻撃しない場合「指導」が与えられる。



河津掛「反則負け」



脚取り（罰則行為）

- ・脚取り、もしくは下穿きを掴む行為に対しては、毎回「指導」が与えられる。
- ・「指導」が3つ累積した場合、「反則負け」となる（脚取り指導2回での「反則負け」の廃止）。



脚取りではない

有効なアクションであり、「指導」は与えられない。



“肩三角グリップ”

寝技の場合、肩三角グリップを施しても良い。

寝技において、脚で相手の体を固定し肩三角グリップを施すことは禁止行為であり「待て」が宣告される。

立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される。



寝技の定義

両選手の両膝が畳についている場合、寝技とみなす。



(立技から動きの流れが止まった場合や、寝技で攻める意志がなく) 相手と一切接触がない場合「待て」が宣告される。

腹ばいになった場合、青の選手は寝姿勢とみなされる。



国際柔道連盟試合審判規定変更点について-2018年1月1日より有効

(2018年2月3日版)

和訳：全日本柔道連盟

立ち姿勢の選手（写真：白）が組手を制御している場合、膝をついている選手（写真：青）も依然立ち姿勢の状態であるとみなし、投技の規定が適用される。
ただし、白が直ちに攻撃しなかった場合、主審は「待て」を宣告する。
膝をついている選手（写真：青）は、投げられるのを防ぐために白の脚を掴む（※その他脚取りに該当する行為）ことはできない。もし、そのような行為を行った場合は指導が与えられる。



関節技・絞技をかけてはいけない場面

・両者が立ち姿勢の状態で関節技、絞技を施すことは禁止する。直ちに「待て」を宣告し「指導」を与える。



投技が有効な場面

・取（青）は捨身技をかけた後、以下の様な体勢の時に寝技へ移行できる。



・以下のような体勢において取（青）は投技を施すこともできるし、寝技（関節技、絞技、抑込）にも移行できる。



ネガティブ柔道（SOR 第23条）

・3つ目の「指導」を同時に受けた場合（通常の試合時間及びゴールデンスコア）、「両者反則負け」となり、両選手は太

会から失格となる。

・直接的「反則負け」が両選手に与えられた場合、IJF ジュリーが対応を決定する。

・失格となり得るような非道徳的な行為が選手にあった場合、IJF は選手をその大会から除外することができる。

重要

スコアや罰則をどちらに与えるかが明確でない場合、フェアープレー精神の観点からいかなる決定も下さず、選手が試合を継続することが望ましい。

国際柔道連盟試合審判規定改正に伴う国内大会への適用について

2017年11月に国際柔道連盟（IJF）より審判規定改正の骨子が発表され、その後、NFに対して改正内容が通知された。更に1月にアブダビにおいてIJF主催による審判・コーチセミナーが開催され、改正内容の説明が行われた。

これを受け、審判委員会として国内大会への適用を以下のとおりとする。

1. 大会への適用

- ① 平成30年4月1日より全柔連単独主催大会では原則として改正された国際柔道連盟試合審判規定を適用する
対象大会：全日本選抜体重別選手権大会
全日本カデ体重別選手権大会
全国教員大会
全国小学生学年別大会
全日本ジュニア体重別選手権大会
マルちゃん杯全日本少年大会
講道館杯全日本体重別選手権大会
- ② 実行委員会のある大会においては実行委員会の判断に委ねる
対象大会：皇后盃全日本女子選手権大会
全日本選手権大会
全国少年大会
全日本少年少女武道錬成大会
全国高等学校選手権大会
近代柔道杯全国中学生大会
- ③ 共催大会においては①の方針を申し入れ、関係団体と協議の上、決定する
対象大会：インターハイ柔道競技会
全国高等学校定時制通信制大会
全国中学校大会
国民体育大会柔道競技会
- ④ 上記大会の中で、団体戦や少年大会特別規定を適用する大会については適用方法を別途審判委員会で検討する

2. 審判規定の伝達等

- ① 審判強化研修会の実施
 - 2月4日 講道館
- ② Aライセンス審判員研修会の実施
 - 2月17日 大阪講道館
 - 3月3日 講道館
- ③ 大会参加者への伝達
 - 全日本選抜体重別選手権前日代表者会議
 - 全日本カデ体重別選手権前日選手説明会
 - 皇后盃全日本女子選手権前日選手説明会
 - 全日本選手権前日選手説明会

平成30年2月3日
審判委員会委員長 大迫 明伸

「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」

平成30年2月3日
公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会

国際柔道連盟（IJF）は、改正した試合審判規定を2018年1月より施行している。

この新たな審判規定をどのように国内大会で適用するかについて全柔連審判委員会において検討し、以下のとおり導入することとした。

国内で行われる柔道大会を団体戦と個人戦に分けて考えてみると、団体戦においては「引き分け」の妙味が伝統的に存在し、IJFの方針（団体戦は「引き分け」がない）とは若干異なるが「引き分け」を残す方向で考える。

【全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法】

- 個々の試合においては勝ちの内容に従来の「僅差」を残し、内容順を「一本」「技あり」「僅差」の3種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。
- 「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり）がない、又は同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
1差であれば「引き分け」とする。
 - 「指導」数によって勝敗が決する例=0対2
 - 「指導」数に差が出ても引き分けになる例=0対1、1対2

※ただし、IJF方式にのっとり、試合者Aが「指導」2を与えられたが、終盤試合者Aが「技あり」を獲得すると技評価「技あり」が優先され時間終了時点で試合者Aが勝ちとなる。
- 代表戦は「引き分け」の選手から抽選で1組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる）
- 中学生以下の大会では、従来どおりの「少年大会特別規定」を取り入れて行う。
- 団体戦・個人戦とも大会の趣旨・内容を考慮したうえで、勝者の決定方法や代表戦（任意の選手による等）等の試合方法を別に定めることは可能とする。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



1. 審判員の心得

- (1) 審判員・選手ともに正しい礼法（30 度曲げた状態で 2 秒静止させる）を徹底させる。

「柔道は礼に始まって礼に終わる。礼はお互いと他人への敬意と感謝を意味するものである。指導者は柔道の試合に勝つことだけでなく、柔道の精神を教えなければならない。」
- (2) まわりから受ける数々のプレッシャー（コーチ・試合者・観客・テレビ・試験官）による余計な考え方や感情を取り去らなければならない。
- (3) 自信に満ち、公平で注意深く、威厳に満ち、落ち着いた態度でなければならない。
- (4) 多くの審判の数をこなし、また同僚に自己の審判評価を求め、審判経験を積むことが重要である。
- (5) 審判員は大会前に審判規定を見直すべきである。
- (6) 主審は試合の中心的権威であって、冷静さ、自信、合理性を保たなければならない。
- (7) 副審は、主審の威厳を認め、適切な寛容度を持って見なければならない。
- (8) ***副審が試合場にいる場合（以降「*」は同じ）**

副審は、審判団の重要なメンバーであり、主審と同等の発言権を持つ一方で、異なった責任を有し、特に技の場内外の意思表示を明確に行う。

2. 主審

(1) 位置

- a) 主審は原則として試合場内に位置する。主審は、試合の進行と勝負の判定を司る。主審は、自分の判定が正しく記録されていることを確認しなければならない。
- b) *主審は副審の視野を妨げないように注意する。主審と両副審は三角形の位置関係を維持すること。
- c) 試合者と 3~4 メートルの間隔をとる。
- d) 主審は常に試合者の動きを判断して、予測を立て、最高の位置取りを目標とする。
- e) 寝技においては、主審は試合者と 2~3 メートルの間隔をとる。
- f) 両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は安全地帯からその動作を観察してもよい。

(2) 姿勢、基本事項

- a) 主審は腕を垂直に垂らし、基本姿勢を身につける。
- b) 試合場を歩く場合、度が過ぎないようにすること。
- c) 主審は、試合者が投げられた時、畠とのインパクトの全体が見える位置にいなければならない。
- d) 主審は、投げられた試合者が着地した時、腰を引いたり頭や体を捻ったりしてはならない。
主審の動きが試合者の投げる動きと同じにならないよう注意。
- e) 「もう少し」といったような顔の表情や頭の動きは避けること。
- f) 主審は、試合開始位置に戻す指示を礼節をもって行なったり、直接ふれることを避けるなど、選手に対する敬意を示さなければならない。
- g) 主審は副審 2 人との密接な関係を保つことが重要である。
- h) 姿勢、動作やジェスチャーはどんな状況であっても自然でなければならない。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



(3) スコア

同時の技：試合者双方が、同時に見える攻撃の後、畠に倒れ、主審及び両副審がどちらの技が優位か判断できないときは、何のスコアも与えられない。

(4) 「始め」「待て」

- a) 審判員は試合の流れを十分理解し、選手達による柔道の攻防・技術を熟知しておく必要がある。試合の動作を理解していない審判員は、続行が許されるべきときに罰則を与えたる、「待て」を宣告して試合をつまらなくしている。
- b) 選手が試合開始線に戻らなくても、また主審が試合の開始の位置に戻らなくても（逆の位置にいても）選手同士が向かい合った平等な状態であれば「始め」をかけてよい。当然、柔道衣が少し乱れていても試合者のスピリットを止めるので安易に「待て」をかけるべきではない。

(5) ジエスチャー

- a) 主審は投げ技効果の宣言の際に、選手から目を離してはいけない。＊ただし、主審は何らかの異見に直ちに気づくために、少なくとも 1 名の副審をその視野に入れること。主審は、試合者の継続している動きを常に見ていかなければならない。
- b) ジエスチャーは、正確に、力強く、少なくとも 3 秒から 5 秒間、継続させるものとする。
審判に個性は必要ない。正確に早すぎず、遅すぎず、小さすぎず、オーバー過ぎない。
また、ジエスチャーと発声は同時でなければならない。
- c) 「待て」の宣言時にはジエスチャーは手を時計係りの方向に向けながら、選手に向かって発声すべきである。
- d) 審判は、身体全体でなく腕のみでジエスチャーを行う。
- e) いずれの試合者がスコアを取ったか判断するのが難しい場合は、審判員は開始位置（青または白）を指差さなければならない。
- f) 試合者に罰則を与える場合は、主審は、該当する動作を行い、左の試合者には左の人差し指で、右の試合者は右の人差し指で指差す。
- g) 訂正する合図が必要なときは、取り消しの合図の後、速やかに示さなければならない。
- f) 宣告の取り消しにおいては、発声は必要としない。
- h) 主審は、必要ならば、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

<主なジエスチャーは以下の通り—IJF 審判規定より>

- 1) 「抑え込み」 試合者に向かって上体を曲げ、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。
- 2) 「解けた」 片腕を前方に挙げ、上体を試合者の方に曲げながら左右に早く二、三回振る。
- 3) 「待て」 片手を肩の高さに畠とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係りに向けて示す。
- 4) 「そのまま」 上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
- 5) 「よし」 両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。
◇「そのまま」、「よし」を掛けずに、寝技を継続したまま「指導」を与えることもできるが、その場合はペナルティを犯している選手の視界に入る位置で行うこと。
- 6) 「柔道衣を直させる場合」 帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。
- 7) 「医師の招請」 医師のテーブルに向かい、その方向から負傷した試合者へ掌を上に向けて片手を振る。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



- 8) 「罰則を示す場合」握りこぶしから人差し指を伸ばして、試合者を指差す。
- 9) 「積極的戦意に欠けること」胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で試合者を指差す。
- 10) 「偽装的な攻撃」手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をする。

3. 副審

- (1) 常に試合状況を副審同士で確認し合うこと。
- (2) タイマー、スコアボードに間違いがないか確認すること。
- (3) 判断の難しい場合は審判委員に確認する。確認はできる限り短い時間で行い、試合の流れを変えないようにすること。
- (4) 試合は基本的に主審と副審で裁くので、過剰に審判委員の意見を求める必要はなく、自信と責任をもって裁くこと。

*以降は 副審が試合場にいる場合

- (1) 背筋はまっすぐとし、椅子の背もたれに深く掛ける。
- (2) 両手は膝に手のひらを下にして置く。
- (3) 足はやや開きぎみにし、畳に平らに置く。
- (4) 副審は、主審に対して過剰な影響を及ぼす行為をしてはならない。
- (5) 副審は、主審より先に（技の効果の）ジェスチャーをしてはならない。
- (6) 副審の姿勢も、審判団全体の威厳にとって重要である。
- (7) 場内外のジェスチャーは、主審の技の評価の宣告か「待て」の宣告が行われるまで維持する必要がある。
- (8) 副審は、得点表示係によって記録されたスコアが、主審によって宣告された得点を正しく記録しているかも確認しなければならない。

4. 審判委員

- (1) 試合を止める権限を有し、審判員に対し判断の修正を求めることが出来る。
その根拠として映像は必須である。また、審判員から意見を求められた場合、必ず応えなければならない。
- (2) 残念ながら審判員がミスをしそうな場合に、ミスを防ぐ最後の砦である。その重大な責任を十分に理解し、試合の展開だけでなく、タイマーやスコアボードの把握などもしなければならない。
- (3) 小さな判断の相違程度は介入すべきではなく、審判員を尊重しなければならない。
介入は重大なミスや重要な判断が必要な場合にのみ介入する。

5. 意見の相違

*以降は副審が試合場にいる場合

- (1) 異なった意見をもつ副審は、すぐに適切なジェスチャーを行い、他の副審がその意見を認識するまで持続しなければならない。
- (2) 主審によって与えられた技の効果、罰則の意見に、副審がその価値を認めない場合、副審は頭上に片手を挙げ、二、三回振る。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



- (3) 副審 2 名が主審と異なった評価を示したが、主審が副審の合図に気付かなかったときは、副審は立ち上がり、主審が気付いて評価を修正するまで、自分の合図を維持しなければならない。
- (4) 主審が、副審が立ち上がっているのに暫く（数秒間）気付かずにいるときは、主審に近い方の副審は、直ちに主審に近づき、多数決の異見を知らせなければならない。
- (5) 主審、もしくは副審のうちの一人にのみはっきりと見えて、他の二人に見えなく、そして判定を変えられるものがある場合のみ、合議は可能であり、必要である。

6. 合議

*以降は副審が試合場にいる場合

- (1) 合議は最小限にとどめなければならない。
- (2) 主審は、両副審を「主審の開始位置」の少し後方、選手に聞こえる範囲の外に招く。
- (3) 主審は相手の方に向かい、副審はその両側で内に 45 度向いて立つ。
- (4) 主審は両選手を、副審は少なくとも一人の選手を視野に入れながら合議する。
- (5) 合議の間、主審は副審一人ずつ意見を聞く。
- (6) 一人の副審だけと合議をしてはならない。

7. スコアボードの訂正

- (1) 揭示に関する訂正是主審のみの権限である。
- (2) 主審は提示に誤りがあれば、試合を止め、訂正しなければならない。
- (3) もし、副審・審判委員が提示板の誤りを発見したら、主審に伝える。
- (4) *もし、主審が気付かない場合、両副審とも気付くまでそのまま（立ち姿勢）でいなければならない。

8. 注意点

- (1) 主審は進展がない寝技を止めることと、寝技への準備段階であり進展が起ころうとしている状況との違いを見極めることが大切である。進行をよく見極めるように注意すること。
- (2) 主審が、寝技の時に誤って「一本」と宣告したために両試合者が別れてしまったときは、主審と両副審は、できれば多数決の原則に従って、試合者の一方に不公平のないように、試合者双方ができるだけ元の位置に近付けてから試合を再開する。
- (3) 場内から始まった攻防が、場外の位置で攻防が途切れた場合、直ぐに「待て」をかけること。
攻防が継続している場合には「待て」をかけてはならない。

9. ゴールデンスコア

- (1) 主審は「それまで」を宣告し、時計の準備が出来次第、休憩なく「始め」を宣告して試合を開始する。
- (2) 主審が「指導 3」で勝負を決しようとする場合は、「待て」をかけ選手の服装を直させる間に副審の同意をえること。
- (3) * 試合者のどちらかが「指導 3」によって勝負が決定するときは合議をする。
「反則負け・それまで」と宣言する。投げ技で終わる場合は「技あり・それまで」等と宣言する。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



- (4) 寝技において、「抑え込み」の場合、選手自身が解かない限り 20 秒（一本）まで継続される。ただし、途中で「抑え込み」を受けている試合者が絞め技・関節技を施し、「参った」または「落ちた」場合、10 秒以上経過（技あり）している場合は、抑え込んでいた選手が勝者となる。

10. 反則

- (1) すべての罰則は「軽微」な違反（指導）と「重大」な違反（反則負け）に分類される。
- (2) 重大な違反とは、試合者の安全に対する侵害、あるいは柔道精神に反するもの。
- (3) 主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

a) 「指導」

1. 試合において、勝負を決しようとしたため、故意に取り組まないこと。
2. 立ち姿勢において組んだ後、極端な防御姿勢をとること。
3. 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意志のない攻撃を行うこと。（偽装的攻撃）
4. 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続けること。また絞って握ること。
5. 立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組合す姿勢を続けること。
どちらが組み合わせているかを良く見極めること。
6. 故意に、自分の柔道衣を乱すこと、及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりすること。
7. 第 16 条によらず、寝技を始めるために相手を引き込むこと。
8. 相手の袖口又は、下穿の裾口に指を差し入れること。
9. 立ち姿勢において、攻撃しないで、「標準的」な組み方以外の組み方をすること。
10. 立ち姿勢において組む前にでも組んだ後にでも、何の攻撃動作もとらないこと。
11. 「ピストルグリップ」「ポケットグリップ」で、直ちに攻撃しないとき。
12. 立ち姿勢において、手または腕で相手の帯から下を攻撃・防御したとき。
13. 帯の端や上衣の裾を、相手の身体のどの部分にでも巻きつけること。（一周以上）
14. 柔道衣を口にくわえること。
15. 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。
16. 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけること。
17. 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞め技を施すこと。
18. 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。
19. 相手の胴（胴絞）、頸、頭を脚で挟んで絞めること。（両足を交差し、両脚を伸ばして）
20. 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足で蹴ること。また技を掛けることなく、相手の脚や足首を蹴ること。
21. 相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。
22. 立ち姿勢において絞め技・関節技を施すこと。寝技への移行も認めない。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



23. 寝姿勢において、相手の脚を過度に進展しながら 絞め技・関節技を施すこと。
- * 試合者が「標準的」でない組み方を繰り返す場合は、「指導」を与える。
 - * 「積極的戦意の欠如」は、一方又は双方に攻撃の動作が見られないときに与えられるものである。攻撃の動作がなくても、純粹に試合者が攻撃のための機会をうかがっていると主審が判断する場合には、積極的戦意の欠如は与えられるべきでない。

b) 「反則負け」

1. 河津掛を掛けること。
相手の足に自分の足を巻きつけ、持ち上げて、捻りを加えて投げた場合「反則負け」。ただし、相手の試合者と向き合って相手の後方に向かって「大内刈り」や「大外刈り」のようにして投げた技や、「内股」のような技は認める。
2. 肘関節以外の関節をとること。
3. 背を畠につけている相手を引き上げ、これを畠に突き落とすこと。
4. 相手が払い腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈ること。
5. 主審の指示に従わないこと。
6. 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。
7. 特に首や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をすること。
8. 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしたながら、畠の上に直接倒れること。
9. 内股、払い腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から突っ込むこと。
また、立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
10. 試合者的一方が、後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。
11. 硬い物質又は金属の物質を身につけていていること。（覆っていても、いなくても）
12. 投技から逃れる為に「ヘッドディフェンス」で受けること。

試合時間中に行われた禁止事項に対して、または特別な状況において、試合終了の合図の後に行われた重大な行為に対し、試合の結果が与えられていなければ、「それまで」の宣告後にでも罰則を与えることができる。

「反則負け」を与える前に、主審は副審と審判委員の同意を得なければならない。両試合者が同時に反則を犯した場合は、両者各々の反則程度に応じて罰則が与えられる。

11. 試合結果の変更

試合終了後でも、明らかに審判員・審判委員・掲示担当者のミスにより試合結果が間違っていた場合は、両選手を再度試合場に上げ「勝者指示のやり直し」もしくは GS から試合を再開する。但し、当該選手・チームの次の回戦が始まる前までとする。既に次回戦の試合が終了している場合は認められない。



平成 29 年度 A ライセンス 審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



12 医療処置関係

- (1) 主審は頭部または背部（脊椎）に大きな衝撃のあった負傷の場合、あるいは主審が大きな負傷についてのもつともな疑いをもつたいかなる場合にでも、試合者に対処するために医師を呼ぶことができる。このような場合には、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審にその試合者が試合を継続してよいか否かを報告する。もし、続行できないようであれば、合議のうえ「棄権勝ち」を宣告し試合を終了する。
- (2) 試合者は主審に医療介入を求めることができる。ただしこの場合にはその試合は終了され相手に「棄権勝ち」が宣告される。
- (3) 出血がある場合にはどのような場合にでも常に粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などで覆わなければならない。安全面の見地から、主審は必要な回数医師を呼ぶ。出血しながら試合を行うことは認められない。医師が試合者の世話をする場合は、その医療援助はできるだけ短時間に済まさなければならぬ。
- (4) 出血を伴う負傷は、同じ箇所に限り 2 回まで医師による手当てを受けることができる。もし、同じ箇所から 3 回目の出血があった場合、副審と合議のうえ「棄権勝ち」を宣告し試合を終了する。
- (5) 軽微な負傷や損傷は、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を自ら復すことを認める。この行為は速やかに行われなければならぬ、審判員も医師もこれを援助してはならない。またその試合者は試合を継続しなければならぬ。ただし、試合者が同じ指の整復を行うことは 2 回までしか認められない。同じ脱臼の 3 回目の再発の時点で、その試合者は試合を続行する状態ないとみなされる。主審は副審と合議した上で試合を終了し、相手の「棄権勝ち」を宣告しなければならぬ。
- (6) *医師が呼ばれたとき、副審は着席したままで状況を観察する。医師とともに立っている主審のみが負傷した試合者のそばに位置する。ただし、何らかの決定のために意見を述べる必要がある場合には、主審は副審を呼ぶことができる。
- (7) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。
医師はまた睾丸の負傷を調整するのを手伝うこともできる。
- (8) 試合者が嘔吐した場合、どのような場合でも相手の試合者の「棄権勝ち」となる。
- (9) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、3~4 秒程度様子を見て試合の続行を促す。



平成 29 年度 A ライセンス審判員研修会 審判員を務める上での注意事項



13. 柔道衣（サポーター）、衛生、その他

(1) 【柔道衣】

①全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣（上衣、下穿、帯）を着用すること。

《上衣・下穿》

ア. 外枠が赤色の IJF ラベルがついているもの

イ. （赤色の IJF ラベルがついていない場合）

「JU0000」と赤字で表示された全柔連認証番号ラベルがついているもの

《帯》

ア. IJF ラベルがついているもの（外枠の色は赤・青どちらでも可）

イ. （IJF ラベルがついていない場合）

「JU0000」と表示された全柔連認証番号ラベルがついているもの（赤・黒どちらでも可）

※女子選手の黒帯は白線の入っていないものを使用すること

※平成 27 年度より柔道衣規格が変更となっているため、最新の柔道衣リストは全柔連 HP 参照のこと

②柔道衣は白色のみを使用する。帯は黒帯のみとし、女子の白線入りの帯は認めない。

③柔道衣の大きさが規定に合わない場合は出場を認めない。（主催者は予備の柔道衣を準備しない。）

【国内大会における女子選手 T シャツのマーキング】

①色は白、半そで、丸首

②製造業者マークは、最大 20cm² のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。

③正式な国家、NOC、もしくは IJF 加盟連盟のエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm² とする。

④所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm² とする。

⑤いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。

(2) 試合者の柔道衣が、この条項に適していない場合は、審判員はその試合者にできるだけ短時間に、この条項に適した柔道衣に着替えるよう命じなければならない。

(3) 柔道衣は清潔で、おおむね乾燥していて、不愉快な臭いがないこと。

(4) 手足の爪は短く切ってあること。

(5) 試合者の個人的衛生状態がよく保たれていること。

(6) 長い髪は試合相手の迷惑にならないよう束ねること。

(7) 第 3 条（柔道衣）及び第 4 条（衛生）の必要条件に適合していない試合者は、試合する権利を放棄させられ、三者多数決に従って試合がまだ始まっていた場合には「不戦勝ち」が、試合がすでに始まっていた場合には「棄権勝ち」が相手に与えられる。

(8) マウスピースの着装について

事前に審判員へ申し出ることによって着装することができる。但し、白もしくは透明なものに限る。

(9) 下穿きの下に着けるスパッツ等の長さは、膝よりも短いことを原則とする。

(10) 頭髪に着け毛等をすることは禁止する。

全柔連発第29-0840号
平成30年3月6日

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔公印省略〕

少年大会における「両袖を持って施す投げ技」の取り扱い並びに
国内における「少年大会特別規定」への反映について

最近、少年の大会等におきまして、「両袖を持って施す投げ技」によって、投げられた選手が顔面及び頭頂部から落下し、頸椎損傷あるいは脳振盪等を起こすケースが報告されています。少年柔道の基盤は「基本の習得」と「安全管理」であることは明白です。そこで、全柔連審判委員会では、現行の「少年大会特別規定」の改定の必要性を認識し、改定作業に着手しておりました。

今回の改訂検討の結論として、特に発育発達段階の視点から、全柔連主催の少年の大会（中学生以下）においては、「両袖を持って施す投げ技」を禁止とし、施した場合には「反則負け」とすることにしました。

そこで、関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

注) 「両袖を持って施す投げ技」とは、近年国内外の大会等で頻繁に使用されるようになった技術であり、相四つ、喧嘩四つの組み手において、相手の両袖を左右それぞれの手で持ちながら、袖釣込腰、大外刈、払巻込などを施技することを指します。

相手の両袖を持って施すことにより、投げられた試合者にとって、腕による受身がとりにくい体勢で、顔面及び頭頂部から畳に落下する恐れがあり、危険性を伴います。

国内の少年大会等において、重篤な事故につながったという報告は届いておりませんが、施技に伴う受傷が危惧されています。



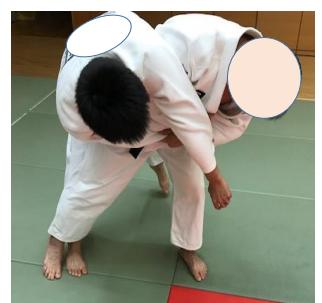
相手の両袖を持ったまま



袖釣込腰



大外刈



払巻込

国内における「少年大会特別規定」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規定に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
(注) 中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
(注) 中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防衛において、故意に相手の関節を極めること。
2. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
3. 両袖を持って投げ技を施すこと。

第27条（附則）

指導（軽微な違反）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になってしまっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れることなく継続を認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。] 関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係
 - ①寝技の攻撃・防衛において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防衛は継続となる。

国内における「少年大会特別規定」

②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。

(注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。

4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利用すことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け（重大な違反）

2. [「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

3. [両袖を持って投げ技を施すこと。] 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合を
いう。

但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

3、本規定の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、常務理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正 平成27年6月1日より施行する。

平成27年11月30日 申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

平成30年3月1日 改正 平成30年4月1日より施行する。

全柔連発第29-0840号
平成30年3月22日

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

国内における「少年大会特別規定」改訂
「両袖を持って施す投げ技の禁止」について（補足説明）

平成30年3月6日付全柔連発第29-0840号で通達した「少年大会特別規定」の附則に例示された技（袖釣込腰、大外刈、外巻込）は、技の特性と作用により、技を施された相手が、故意によらず胴体より先に、顔面あるいは頭部から畳に着地する（以下「ヘッドディフェンス」という。）恐れのある技を示したものである。

これらの技を施された場合には、両手が束縛された状態で「ヘッドディフェンス」以外に対処することが出来ないことから、顔面、頭部及び頸部損傷等の危険があるとして、禁止技としたものである。

例示には3つの技（袖釣込腰、大外刈、外巻込）を示しているが、これらの技に限定することなく、両袖を持って投げ技が施され、技を施された相手が「ヘッドディフェンス」以外に対処することが出来ない投げ技を禁止する。併せて両袖持ちの状態から相手に抱きついて、小外掛、大内刈で後方に浴びせ倒すことは、後頭部強打の恐れがあり禁止とする。

但し、両袖を持って出足払、支釣込足等を施して、相手を背部あるいは上部側面から着地させることまで禁止するものではない。

※全柔連主催大会では両袖を持って施した技によって反則負けになっても、その後の一連の試合に出場できることとする。